

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 7 月 7 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 5 3 号

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則の一部を改正する規則

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則（平成 2 5 年四日市市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付要件等)</p> <p>第 2 条 資金の交付は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者（以下「交付対象者」という。）に対し、予算の範囲内で行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。</p> <p>ア 農地の所有権又は利用権（農地法（昭和 2 7 年法律第 2 2 9 号）第 3 条第 1 項本文に規定する権利、農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号。以下「基盤強化法」という。）<u>第 1 9 条</u>の規定により設定される利用権、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 6 項に基づく公告があったもの又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 3 0 年法</p>	<p>(交付要件等)</p> <p>第 2 条 資金の交付は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者（以下「交付対象者」という。）に対し、予算の範囲内で行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。</p> <p>ア 農地の所有権又は利用権（農地法（昭和 2 7 年法律第 2 2 9 号）第 3 条第 1 項本文に規定する権利、農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号。以下「基盤強化法」という。）<u>第 2 0 条</u>の規定により設定される利用権、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 6 項に基づく公告があったもの又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 3 0 年法</p>

律第68号)第4条に規定する権利及び特定作業受委託契約に基づき農地を使用する権利をいう。)を交付対象者が有していること。

(3)から(5)まで (略)

(6) 人・農地プラン進め方通知の2の

(1)の実質化された人・農地プラン、同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等(以下「人・農地プラン」という。)に中心となる経営体として位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること(以下「人・農地プランに位置づけられた者等」という。)

(7) 次に掲げる条件に該当していること。

ア 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。

イ 農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け

律第68号)第4条に規定する権利及び特定作業受委託契約に基づき農地を使用する権利をいう。)を交付対象者が有していること。

(3)から(5)まで (略)

(6) 人・農地プラン(人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(平成2

4年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知)に定める実質化された人・農地プラン及び実質化された人・農地プランとして取り扱える同種の取決め等をいう。以下同じ。)に中心となる経営体として位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること(以下「人・農地プランに位置づけられた者等」という。)

(7) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による交付等を受けておらず、かつ、原則として国が実施する農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと。

23 経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記2の農の雇用事業による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

ウ 経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(8) (略)

(9) 前年の世帯全体の所得が600万円以下（被災による資金の交付休止期間中の所得を除く。以下同じ。）であること。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(10) (略)

(11) 平成28年4月以降に農業経営を開始した者であること。ただし、経営開始4年目以降の者が第4条第1項の青年等就農計画等の承認を申請する場合は、第17条の中間評価に準じて経営開始3年目の評価を受け、A評価の者であること。

(8) 原則として農林水産省経営局が運営する青年新規就農者ネットワークに加入していること。

(9) (略)

(10) 第4条の青年等就農計画等の承認申請時において、前年の世帯全体の所得が600万円以下であること。ただし、600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認める場合に限り、採択を可能とする。

(11) (略)

(12) 平成27年4月以降に農業経営を開始した者であること。

(12) (略)

(交付金額及び交付期間)

第3条 資金の額は、経営開始1年目から経営開始3年目までは交付期間1年につき1人当たり150万円、経営開始4年目以降は交付期間1年につき1人当たり120万円を交付する。

2 (略)

3 夫婦で農業経営を開始し、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす場合は、交付期間1年につき夫婦合わせて第1項の額に1.5を乗じて得た額(1円未満は切捨て)を交付する。

(1) (略)

(2) 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。

(3) (略)

4 (略)

(就農状況報告等)

第11条 (略)

2及び3 (略)

4 補助事業者は、就農継続期間中にやむを得ない理由等により就農を中断する場

(13) (略)

(交付金額及び交付期間)

第3条 資金の額は、経営開始初年度は、交付期間1年につき新規就農者1人あたり150万円を交付し、経営開始2年目以降は、交付期間1年につき1人あたり350万円から前年の総所得(農業経営開始前の所得、被災による資金の交付休止期間中の所得及び資金を除く。以下同じ。)を減じた額に5分の3を乗じて得た額(1円未満は切捨て)を交付する。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円を交付する。

2 (略)

3 夫婦で農業経営を開始し、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす場合は、交付期間1年につき夫婦合わせて第1項の額に1.5を乗じて得た額(1円未満は切捨て)を交付する。

(1) (略)

(2) 主要な経営資産を夫婦で共有していること。

(3) (略)

4 (略)

(就農状況報告等)

第11条 (略)

2及び3 (略)

4 補助事業者は、就農継続期間中にやむを得ない理由等により就農を中断する場

合は、中断後1か月以内に就農中断届（第11号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、就農中断届に記載する就農中断予定期間は1年以内（就農中断予定期間が1年を超えるやむを得ない事情があると市長が認めた時は市長が認めた期間）とする。

5から7まで（略）

8 市長は、第1項又は第2項の書類を受けたときは、第11項に規定するサポートチームと協力し、資金を交付している期間、「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、サポートチームと連携し、就農状況確認チェックリスト（第13号様式）を用いて、補助事業者の状況に応じた効果的な方法によって適切な助言及び指導を行うものとする。

9 市長は、前項の確認に加え、サポートチームと協力して補助事業者の経営状況の把握に努めることとし、交付期間中、必ず年1回は、次の各号に掲げる方法により、就農状況確認チェックリスト（第13号様式）を用いて、補助事業者の経営状況と課題を補助事業者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

(1)から(3)まで（略）

合は、中断後1か月以内に就農中断届（第11号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、就農を中断する期間は、原則として1年以内に限るものとする。

5から7まで（略）

8 市長は、第1項又は第2項の書類を受けたときは、第11項に規定するサポートチームを中心に三重県等の関係機関や指導農業士等の関係者と協力し、資金を交付している期間、「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、サポートチームを中心に三重県等の関係機関や指導農業士等の関係者と連携して適切な指導を行うものとする。

9 前項の確認は、就農状況確認チェックリスト（第13号様式）を用い、次の各号に掲げる方法により当該各号に定める事項について行うものとする。

(1)から(3)まで（略）

1 0 市長は、補助事業者及び市長が別に定める者の営農上の諸課題の相談に応じるサポート体制を整備するものとする。

1 1 市長は、サポート体制の中から対象者ごとに「経営・技術」、「営農資金」、「農地」のそれぞれの専属の担当者並びに新規就農者の農業経営、地域生活等の諸課題に対して適切な助言及び指導が可能な農業者（以下、「サポートチーム」という。）を選任し、対象者の各課題の相談先を明確にするものとする。

（交付の中止）

第 1 2 条 （略）

2 市長は、前項の中止届を受け付けた場合又は次の各号に該当する場合は、資金の交付を中止するものとする。

(1)から(6)まで （略）

(7) 第 1 7 条に規定する中間評価により B 評価と判断された場合

(8) （略）

(9) 前年の世帯全体の所得が 6 0 0 万円を超えた場合（生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認める場合を除く）。ただし、世帯全体の所得が 6 0 0 万円以下となった場合は、翌年から交付を再開することができるものとする。

3 （略）

1 0 市長は、補助事業者の営農上の諸課題の相談に応じるサポート体制を整備するものとする。

1 1 市長は、サポート体制の中から対象者ごとに「経営・技術」、「営農資金」、「農地」のそれぞれの専属の担当者（以下、「サポートチーム」という。）を専任し、対象者の各課題の相談先を明確にするものとする。

（交付の中止）

第 1 2 条 （略）

2 市長は、前項の中止届を受け付けた場合又は次の各号に該当する場合は、資金の交付を中止するものとする。

(1)から(6)まで （略）

(7) 第 1 7 条に規定する中間評価により C 評価相当と判断された場合

(8) （略）

(9) 補助事業者の前年の総所得が 3 5 0 万円以上であった場合。ただし、その後 3 5 0 万円を下回った場合は、当該下回った年の翌年から資金の交付を再開することができるものとする。

3 （略）

(交付の休止等)

第13条 補助事業者は、病気その他やむを得ない理由により農業経営を休止するときは、休止届（第16号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、休止届に記載する休止予定期間は1年以内（休止予定期間が1年を超えるやむを得ない事情があると市長が認めた時は市長が認めた期間）とする。

2から4まで (略)

5 補助事業者（第3条第3項に規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠・出産により就農を休止する場合を除く。）は、妊娠・出産又は災害により農業経営を休止しようとするときは、休止届の提出とともに、青年等就農計画等の変更申請を行うことができる。ただし、1度の妊娠・出産又は災害につき休止期間は最長3年とする。

6 (略)

(資金の返還)

第14条 補助事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、当該各号に定める資金を返還しなければならない。ただし、第1号又は第3号に該当する場合にあって、次条の規定による申請により、病気、災害等のやむを得ない事情として市長が認

(交付の休止等)

第13条 補助事業者は、病気その他やむを得ない理由により農業経営を休止するときは、休止届（第16号様式）を市長に提出しなければならない。

2から4まで (略)

5 補助事業者（第3条第3項に規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠・出産により就農を休止する場合を除く。）は、妊娠・出産又は災害により農業経営を休止しようとするときは、休止届の提出とともに、青年等就農計画等の変更申請を行うことができる。ただし、農業経営を休止しようとする期間は、1年以内でなければならない。

6 (略)

(資金の返還)

第14条 補助事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、当該各号に定める資金を返還しなければならない。ただし、第1号又は第3号に該当する場合にあって、次条の規定による申請により、病気、災害等のやむを得ない事情として市長が認

める場合は、この限りでない。

(1)及び(2) (略)

(3) 交付期間（資金の交付を受けなかった間を除く。）と同期間、同程度の営農を継続しなかったとき（ただし、交付対象者が第11条第7項の規定により就農を再開し、就農中断期間と同期間、就農を継続したとき及び第17条に規定する中間評価でB評価とされたときを除く。）交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じた額

2 (略)

(中間評価)

第17条 市長は、補助事業者の経営開始3年目が終了した時点で、農業所得及び農業収入等の状況や経営の課題等を補助事業者及びサポートチーム等関係機関が確認し、経営改善に役立てるとともに、青年等就農計画の達成に向けて指導が必要な者に対して重点的にサポートするため、中間評価を実施する。

2 前項に規定する評価（以下「中間評価」という。）は、A（順調）、B（順調でない）の2段階で評価するものとする。

3 市長は、中間評価を受けた補助事業者に対し、次の各号に掲げる評価の区

める場合は、この限りでない。

(1)及び(2) (略)

(3) 交付期間（資金の交付を受けなかった間を除く。）と同期間、同程度の営農を継続しなかったとき（ただし、交付対象者が第11条第7項の規定により就農を再開し、就農中断期間と同期間、就農を継続したとき及び第17条に規定する中間評価でC評価相当とされたときを除く。）交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じた額

2 (略)

(中間評価)

第17条 市長は、交付期間が2年経過した補助事業者に対し、評価会を通じて就農状況を確認し、経営規模、生産量、農産物の売上金額等について評価するものとする。

2 前項に規定する評価（以下「中間評価」という。）は、A（良好）、B（やや不良）、C（不良）の3段階で評価するものとする。

3 市長は、中間評価を受けた補助事業者に対し、次の各号に掲げる評価の区

分に応じ、それぞれ各号に定める取扱いを行うものとする。

(1) A (順調) 資金の交付を継続する。ただし、補助事業者が希望する場合は、資金の交付の継続に代えて、次章に規定するところにより、経営発展支援金を交付する。また、農業所得目標の達成に向けて重点指導が必要なものであると評価会で判断された者については、サポートチームが中心となって重点指導を行う。

(2) B (順調でない) 資金の交付を中止する。

(経営発展支援金の交付)

第18条 市長は、中間評価でA評価とされた者のうち、希望するものに経営発展支援金（以下「支援金」という。）を交付することができる。

(支援金の交付申請)

第19条 支援金の交付を希望する者（以下「支援金希望者」という。）は、経営発展支援金交付申請書（第20号様式。以下この章において「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。申請書の提出は、経営開

分に応じ、それぞれ各号に定める取扱いを行うものとする。

(1) A (良好) 資金の交付を継続する。ただし、補助事業者が希望する場合は、資金の交付の継続に代えて、次条に規定するところにより、経営発展支援金を交付する。

(2) B (やや不良) サポートチームを中心として、1年間、重点指導を行いつつ交付を継続し、再度、中間評価に準じた評価を行う。

(3) C (不良) 資金の交付を中止する。

(経営発展支援金の交付)

第18条 市長は、中間評価でA評価相当とされた者のうち、希望するものに経営発展支援金（以下「支援金」という。）を交付することができる。

(支援金の交付申請)

第19条 支援金の交付を希望する者（以下「支援金希望者」という。）は、経営発展支援金交付申請書（第20号様式。以下この章において「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。申請書の提出は、交付3

始4年目の交付対象期間に行わなければならない。

(支援金の額)

第22条 支援金の交付額は、前条の規定により承認された取組の実現に必要な額のうち、他の助成措置等による助成額を除いた額（以下「対象経費」という。）とし、150万円以内の額とする。

2及び3 (略)

年目の交付対象期間に行わなければならない。

(支援金の額)

第22条 支援金の交付額は、前条の規定により承認された取組の実現に必要な額のうち、他の助成措置等による助成額を除いた額（以下「対象経費」という。）とし、支援金希望者が交付3年目に経営開始型の資金の交付を受けた場合の交付額の2倍又は150万円のいずれか低い額以内の額とする。

2及び3 (略)

第1号様式及び第1号様式の2を次のように改める。

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

氏 名

農業次世代人材投資資金青年等就農計画承認申請書

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第 4 条の規定に基づき、別添のとおり青年等就農計画の承認を申請します。

第1号様式の2

年 月 日

農業次世代人材投資資金申請追加資料

四日市市長 あて

住 所：

[申請者]氏 名：

(生年月日： 年 月 日： 歳)

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、規則の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを誓約します。

1 メールアドレス

--

2 農業を始めようと思った理由

--

3 「人・農地プラン」への位置づけ

集落又は地域名等		<input type="checkbox"/> 位置付けられている <input type="checkbox"/> 位置付けられる見込み
<input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農地を借り受けている		

4 交付期間（経営開始型）

年 月 ～ 年 月

5 過去の研修等の経験（準備型交付期間）

年 月 日 ～ 年 月 日

6 その他

園芸施設共済等への加入 (園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ)	<input type="checkbox"/> 加入している又は加入予定(月) <input type="checkbox"/> 加入していない
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 (例:生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等)	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない
農の雇用事業による助成金の交付又は経営承継・発展支援事業による補助金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けていない又は受けたことがない
前年の世帯全体の所得*	万円
前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由(超える場合のみ記入)	
※本欄は市の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 【所見】	
私は、就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があります。	<input type="checkbox"/>

添付書類

別添1. 収支計画

別添2. 誓約書

別添3. 履歴書

別添4. 経営を開始した時期を証明する書類(農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等)

別添5. 経営を継承する場合は従事していた期間が5年以内であることを証明する書類

(過去の経歴を証明する書類(就業証明書、卒業証明書、住民票(遠隔地に住んでいた場合)の写しなど))

別添6. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類

別添7. 通帳の写し

別添8. 前年の世帯全員の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。

*「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。「所得」とは、地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」

別添9. 身分を証明する書類(運転免許証、パスポート等の写し)

別添10. 経営開始4年目以降の者が青年等就農計画等の承認を申請する場合は、申請者の経営開始3年目の所得、収支を確認できる書類(決算書、所得証明書の写し、通帳の写し、帳簿の写し、青色申告決算書等)

※その他、市長が必要と認める書類(前年の所得証明書など)

別添 1

収 支 計 画

※既に農業経営を開始している場合は実績を記載

			経営開始					
			計画 1年目 (年月 ～年月)	計画 2年目 (年月 ～年月)	計画 3年目 (年月 ～年月)	計画 4年目 (年月 ～年月)	計画 5年目 (年月 ～年月)	
農 業 収 入	〇〇(作目)	経営規模						
		生産量						
		売上高(円)						
		経営規模						
		生産量						
		売上高(円)						
		経営規模						
		生産量						
		売上高(円)						
	その他							
	農業次世代人材投資資金(円)※							
	収入計(円)①(資金を除く)							

		経営開始				
		計画 1年目 (年 月 ～ 年 月)	計画 2年目 (年 月 ～ 年 月)	計画 3年目 (年 月 ～ 年 月)	計画 4年目 (年 月 ～ 年 月)	計画 5年目 (年 月 ～ 年 月)
農業 経営 費 (円)	原材料費					
	減価償却費					
	出荷販売経費					
	雇用労賃					
支出計 (円) ②						
【参考】設備投資 (内容、金額)						

所得計 (円) ①－②					
-------------	--	--	--	--	--

※経営開始1～3年目は150万円。経営開始4～5年目は120万円。夫婦共同経営の場合はこれらの額の1.5倍。

別添 2

誓 約 書

私は、四日市市農業次世代投資資金交付規則の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、交付規則の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを連帯保証人の署名を添えて誓約します。

年 月 日

四日市市長

住 所

氏 名

(生年月日 年 月 日 歳)

私どもは、上記申請者の連帯保証人として、申請者に誓約どおり履行させるとともに、申請者に債務が発生した時は、申請者の債務を連帯して負担します。

〔 極度額※1 円 〕	
※2 連帯保証人	住所 氏名
連帯保証人	住所 氏名
(連帯保証人氏名は自署すること。)	

※1 計画の変更により交付額が増加する場合、極度額を増額して再提出すること。

※2 連帯保証人を1名又は2名立てること。なお、交付対象者が未成年の場合は、必ず連帯保証人を2名立てること。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

氏 名

農業次世代人材投資資金青年等就農計画変更承認申請書

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第6条の規定に基づき、別添のとおり青年等就農計画の変更承認を申請します。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第8条関係）
（令和2年度以前に承認された補助対象者）

年 月 日

四日市市長

住 所

氏 名

農業次世代人材投資資金交付申請書

農業次世代人材投資資金の交付を受けたいので、四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第8条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

交付期間	年 月 日 ~ 年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日
前年の総所得 ^{※1} 農業経営開始前の所得、被災による資金の交付休止期間中の所得及び資金を除く額 ^{※2} を記載	(ア) 円
今年の交付金額 ^{※3、※4} 経営開始初年度の場合：150万円 経営開始2年目以降の場合： (350万円 - (ア)) × 3/5で算出した額を記載 ただし、(ア)が100万円未満の場合は150万円	(イ) 円
今回の交付申請額 原則として(イ)の半額を記載	円
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等）	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない

※1 経営開始初年度の場合は0円と記載すること。

※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から前年の給付金を除く額。

※3 1円未満は切り捨てとする。

※4 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

添付書類※

・ 税務署等の收受印のある確定申告書の写し（前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合）

※2回目以降の申請については、前回から変更がない場合は添付しなくてもよい。

第5号様式（第8条関係）
（令和3年度以降に承認された補助対象者）

年 月 日

四日市市長

住 所

氏 名

農業次世代人材投資資金交付申請書

農業次世代人材投資資金の交付を受けたいので、四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第8条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

交付期間	年 月 日 ~	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日 ~	年 月 日
前年の世帯所得 ^{※1} 被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額 ^{※2} を記載	(ア)	円
今年の交付金額 ^{※3} 経営開始1～3年目の場合：150万円 経営開始4～5年目の場合：120万円	(イ)	円
今回の交付申請額 原則として(イ)の半額を記載		円
・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等） ・農の雇用事業による助成（農業法人等として）、経営継承・発展支援事業による助成	<input type="checkbox"/> 受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 受けていない又は受けたことがない	

※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が600万円以下であること。

※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額

※3 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

添付書類

- 前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発酵以前に交付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付

第7号様式から第12号様式までを次のように改める。

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

四日市市長

農業次世代人材投資資金交付請求書

住 所

氏 名

（署名又は記名押印してください）

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第10条の規定に基づき、農業次世代人材投資資金を下記のとおり請求します。

記

請求金額

円

第8号様式（第11条関係）

年 月 日

四日市市長

就農状況報告書（経営開始 年目・交付開始 年目（～ 月分））

住 所

氏 名

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第11条第1項の規定に基づき、就農状況報告書を提出します。

1. 営農実績報告

作物・部門名		作付面積（a）・飼養頭羽数等			
合 計					
農業経営 の構成 （補助事 業者本 人・家族 労働力）	氏 名	年 齢	補助事業者・補助 事業者との続柄 （法人経営にあ たっては役職）	年間の農業 従事日数※	担当業務
			本人		
雇用労働力			（人／日※）		

※1日の農業従事時間を8時間で換算

2. 経営規模の報告

経営耕地	区分		面積 (a)	
	所有地			
	借入地			
	内訳 (平成30年度以 前に承認を受けた 補助事業者のみ記 入)	親族から		
		第三者か ら		
特定作業 受託	作目	作業内容	実績	
			作業受託面積等	生産量
作業受託	作目	作業内容	実績 (作業受託面積等)	
	単純計			
	換算後			

※「特定作業受託」欄は、作目別に、主な基幹作業を受託する農地（申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積及び生産量を記載する。

「作業受託」欄は、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、記載。作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載する。

3. 前年の総所得（資金を除く）※¹

※令和2年度までに承認された補助事業者のみ記入

	万円
--	----

4. 前年の世帯全体の所得（資金含む）

※令和3年度以降に承認された補助事業者のみ記入

	万円
前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由 (超える場合のみ記入)	
<div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>	
※本欄は市の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無） 【所見】	

5. 農業経営基盤強化準備金（※）（どちらかにチェックする。）

<input type="checkbox"/>	積み立てている
<input type="checkbox"/>	積み立てていない

※農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度。

6. 地域のサポート体制について

	専属担当者(経営・技術)	専属担当者(営農資金)	専属担当者(農地)
氏名又は職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

7. 報告対象期間における都道府県主催の新規就農者等交流会への参加について（どちらかにチェックする。）

	参加した
	参加しなかった

（「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。）

参加した回数	回
交流会の内容 （対象者、実施内容など）	

8. 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について（どちらかにチェックする。）

	加入している
	加入していない

（「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。）

加入している農業共済等の名称	
----------------	--

9. 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

（青年等就農計画並びに第1号様式の2の別添1の収支計画の達成に向けた課題、改善策及びその取組状況を記載する。）

計画達成に向けた課題	改善策 （課題解決に向けた改善策を具体的に記入）	改善策の取組状況等 （改善策の取組状況、結果及び課題の解決状況を具体的に記入）

添付書類

- 別添 1. 作業日誌の写し（夫婦型の場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるよう作成すること）
2. 決算書及び所得証明書の写し（7月の報告の際のみ添付する。）
3. 通帳及び帳簿の写し
4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自らが所有し、又は借りていることが確認できる書類（2回目以降の報告の際は既に提出している農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自らが所有し、又は借りていることが確認できる書類は省略することができる。）
※親族からの農地が主で独立・自営就農し、農地の所有権を移転した場合は農地基本台帳の写し等の提出が必要。
5. 青色申告決算書（農業経営基盤強化準備金を積み立てている場合）
6. 前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。（令和3年度以降に承認された補助事業者のみ該当）

※1 7月の報告の際のみ記入する。（資金を除く。）

別添 1

作業日誌

	作 業 内 容	作業時間
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
		合 計

※上記内容が記載された作業日誌であれば、本様式に限らない。夫婦型の場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるよう、別々に作成すること。また、作業受託がある場合は、特定作業受託の作業か作業受託の作業か分かるように記載すること。

別添 2

(令和2年度以前に承認された補助事業者の場合)

決 算 書 (○年)

			計画 ○年目 a	実績 b	実績 / 計画 b / a
農 業 収 入	○○(作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高(円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高(円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高(円)			
	その他				
農業次世代人材投資資金(円)					
収入計① (資金を除く) (円)					

			計画 ○年目 a	実績 b	実績 / 計画 b / a
農 業 経 営 費 (円)	原材料費				
	減価償却費				
	出荷販売経費				
	雇用労賃				
支出計(円)②					
【参考】設備投資(内容、金額)					
農業所得計(円)③ = ① - ②					
農外所得(円)④			所得合計(円)③ + ④		

別添 2

(令和3年度以降に承認された補助事業者の場合)

決 算 書 (○年)

			計画※ 経営開始○年目 a	実績 b	実績／計画 b／a
農 業 収 入	○○(作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高(円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高(円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高(円)			
	その他				
農業次世代人材投資資金(円)					
収入計① (資金を除く) (円)					

			計画※ 経営開始○年目 a	実績 b	実績／計画 b／a
農 業 経 営 費 (円)	原材料費				
	減価償却費				
	出荷販売経費				
	雇用労賃				
支出計(円)②					
【参考】設備投資(内容、金額)					
農業所得計(円)③ = ① - ②					
農外所得(円)④			所得合計(円)③ + ④		

※計画欄には、第1号様式の2 別添1の収支計画に記載の該当年の計画値を記載すること。

第9号様式（第11条関係）

作業日誌
交付終了後 年目（～ 月分）

年 月 日

四日市市長

住所
氏名

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第11条第2項の規定に基づき作業日誌を提出します。

	作業内容	作業時間
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
		合計

添付資料

- ・確定申告書類又は所得証明書の写し（7月の報告の際のみ添付する。）
- ・農地の一覧及び農地の権利設定の状況が確認できる書類（変更がある場合のみ添付する。）

- ・経営発展支援金により50万円以上の機械及び器具の財産を取得した場合は、財産管理台帳の写し（別添）

※上記内容が記載された作業日誌を添付することで、作業日誌部分の記載を省略することが可能。

別添

財 産 管 理 台 帳

交付対象者名

事業 区分	事業実施年度		年度			事業名		農業次世代人材投資事業（経営発展支援金事業）								
	事業の内容					工期（取得時期）		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		概要
	事業 種目	事業 主体	工種構 造施設 区分	施工箇所 又は 設置場所	事業 量	着工 年月日	竣工 年月日 又は取 得年月 日	総事 業費	負担区分				耐用 年数	処分 制限 年月 日	承認 年月 日	
国庫 補助金									都道 府県 費	市町村 費	そ の 他					
							円	円	円	円	円					
	計															
	計															
	合計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等を別に記入すること。
 3 概要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含むほかの書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

第10号様式（第11条関係）

離農届

年 月 日

四日市市長

住 所

氏 名

農業経営を中止し、離農※しますので、四日市市農業次世代人材投資資金交付規則
第11条第3項の規定に基づき離農届を提出します。

離農日	年 月 日
離農理由	

添付書類

- ・ 農業を廃業したことが確認できる書類（廃業届、経営資産の売却日の証明書、生産物の最終出荷日がわかる伝票等）

※下線部は、交付期間と同期間の営農継続期間中に就農形態の変更をする場合は、「独立・自営就農を中止」とする。

第 1 1 号様式（第 1 1 条関係）

就 農 中 断 届

年 月 日

四日市市長

住 所

氏 名

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第 1 1 条第 4 項の規定に基づき就農中断届を提出します。

就農中断予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
中断理由		
就農再開に向けた スケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

第 1 2 号様式（第 1 1 条関係）

年 月 日

四日市市長

就 農 再 開 届

住 所
氏 名

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第 1 1 条第 7 項の規定に基づき、就農再開届を提出します。

就農中断期間	年 月 日～ 年 月 日
就農中断予定期間 と就農中断期間が 異なる理由（異なる 場合のみ記入）	
就農再開日	年 月 日
要就農継続残期間	就農再開日～ 年 月 日

第14号様式を次のように改める。

第 1 4 号様式（第 1 2 条関係）

年 月 日

四日市市長

中 止 届

住 所
氏 名

農業次世代人材投資資金の受給を中止しますので、四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、中止届を提出します。

中止日	年 月 日
中止理由	

第16号様式から第20号様式までを次のように改める。

第16号様式（第13条関係）

年 月 日

四日市市長

休 止 届

住 所
氏 名

農業次世代人材投資資金の受給を休止しますので、四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第13条第1項の規定に基づき、休止届を提出します。

休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日	
休止理由		
再開に向けた スケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

添付書類

- ・母子健康手帳の写し（妊娠・出産により休止する場合）
- ・被災証明等被災が確認できる書類（災害により休止する場合）

第 1 7 号様式（第 1 3 条関係）

年 月 日

四日市市長

経 営 再 開 届

住 所
氏 名

農業次世代人材投資資金の受給を再開しますので、四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第 1 3 条第 3 項の規定に基づき、経営再開届を提出します。

休止期間	年 月 日～ 年 月 日
休止予定期間と 休止期間が異なる理由（異なる場合のみ記入）	
経営再開日	年 月 日
交付残期間	年 月 日～ 年 月 日

第 1 8 号様式（第 1 5 条関係）

年 月 日

四日市市長

返 還 免 除 申 請 書

住 所

氏 名

農業次世代人材投資資金の返還の免除を受けたいので、四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第 1 5 条の規定に基づき申請します。

返還免除を 申請する理由	
-----------------	--

第 1 9 号様式（第 1 6 条関係）

住所等変更届

年 月 日

四日市市長

氏 名

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第 1 6 条の規定に基づき、住所等変更届を提出します。

変 更 前	氏名 住所 電話番号 その他
変 更 後	氏名 住所 電話番号 その他

※変更後の住所等を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

第20号様式（第19条関係）

経営発展支援金交付申請書

年 月 日

四日市市長 あて

住 所：
[申請者]
氏 名：
(生年月日： 年 月 日： 歳)

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第19条の規定に基づき、下記のとおり
経営発展支援金の交付を申請します。

記

1 経営発展に向けた具体的な取組内容

--

2 経費の配分

取組内容	事業費 (A + B)	経営発展支援金 (A)	その他 (B)	備考
	円	円	円	
合 計				

3 事業完了予定年月日 年 月 日

添付資料：取組内容に実際の取組にかかる金額が確認できる見積書等

第 2 2 号様式から第 2 5 号様式までを次のように改める。

第 2 2 号様式（第 2 1 条関係）

経営発展支援金交付請求書

年 月 日

四日市市長 あて

請求者 住所

氏名

（署名又は記名押印してください）

年 月 日付け第 号で交付決定のあった経営発展支援金について、四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第 2 1 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

交付請求額

金

円

第 2 3 号様式（第 2 3 条関係）

経営発展支援金実績報告書

年 月 日

四日市市長 あて

住 所：
[報告者]
氏 名：
(生年月日： 年 月 日： 歳)

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第 2 3 条の規定に基づき、下記のとおり
経営発展支援金の実績を報告します。

記

1 経営発展に向けた具体的な取組内容

--

2 経費の配分実績

取組内容	事業費 (A + B)	経営発展支援金 (A)	その他 (B)	備考
	円	円	円	
合 計				

3 事業完了年月日 年 月 日

添付資料：取組内容に実際の取組に要した実績額が確認できる納品書、領収書等

四日市市長

住 所
氏 名

年度農業次世代人材投資事業で取得又は効用の増加した施設等の処分の承認申請書

年度において農業次世代人材投資事業で取得又は効用が増加した施設等を処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保）する必要が生じたので、下記のとおりその承認を申請します。

記

1. 承認申請に係る機械・施設の概要
 - (1) 機械・施設の所在地
 - (2) 機械・施設の構造、規格、規模等
 - (3) 事業費（うち補助金）
 - (4) 取得年月日
2. 承認申請の理由
3. 承認申請に係る事項
 - (1) 処分子定時期
 - (2) 処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保）の概要
 - ア 施設等の処分方法及び処分後の利用（稼働）計画
 - イ 処分に伴う条件等
 - ウ 処分数額又は処分するために必要とする改造等の内容及び所要事業費
 - (3) その他
4. 添付書類
 - (1) 財産管理台帳の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類

（注）交換の場合にあつては、3の（3）を（4）とし、（2）の次に次の事項を追加する。

- (3) 交換の対象機械・施設の概要
 - ア 機械・施設の所在地
 - イ 機械・施設の構造、規格、規模等
 - ウ 取得予定価格及び取得方法
 - エ 機械・施設の利用計画
 - オ 交換に伴う条件等

第25号様式（第30条関係）

四日市市長

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名してください。

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則に係る個人情報の取扱いについて

四日市市は、農業次世代人材投資事業の実施に際して得た個人情報について、「四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、本事業による交付対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

（注）情報提供を行う関係機関等の名称

農林水産省、全国農業委員会ネットワーク機構、東海農政局、三重県、
青年農業者等育成センター、公益財団法人三重県農林水産支援センター、
株式会社日本政策金融公庫、三重県農業会議、三重北農業協同組合、
鈴鹿農業協同組合、三重茶農業協同組合、四日市市農業委員会、
三重県農業共済組合

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

年 月 日

（法人・組織名）

氏名

（署名又は記名押印してください）

(参考)

第1 本事業における個人情報の取り扱いについて

市長は、交付対象者情報に記載し、又はデータベースに登録される交付対象者に係る個人情報の取扱いについて、本市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に対応する必要があります。

また、第2に掲げる事項について、交付対象者の個人情報の記載や確認が必要となることから、以下の通り個人情報の利用目的を明らかにするとともに、交付対象者ご本人の同意書をいただく必要があります。

第2 交付対象者ご本人に同意をいただく内容

個人情報の取扱いについて、交付対象者ご本人に同意をいただく内容としては、以下のとおりです。

- 1 各都道府県、市町村等の関係機関で受給者の情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップ活動に利用すること。
- 2 交付主体等が交付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用すること。
- 3 国が交付実績を分析し、各種施策に活用するために利用すること。
- 4 1から3までを実施するため、各交付主体等が交付対象者から提出される申請書類の記載事項をデータベースに登録すること。
- 5 1から4までを実施するに伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の四日市市農業次世代人材投資資金交付規則（以下「旧規則」という。）第5条の規定による承認を受けている事業については、旧規則の規定（第2条第1項第2号ア、第6号及び第8号、第11条第8項及び第9項、第13条第1項及び第5項、第3号様式、第5号様式、第7号様式から第14号様式まで、第16号様式から第20号様式まで、並びに第22号様式から第25号様式までを除く。）は、なお従前の例による。

(商工農水部農水振興課)